



# 少 子 化 ・ 人 口 減 少 対 策

-令和8年度版-

## はまっこわくわくライフ 応援パッケージ



「出会い・結婚・新生活」「妊娠・出産」  
「就学前～小・中・高校生」  
「移住・定住支援」「その他の支援」  
「就業・起業支援」など

それぞれのライフステージに合わせて応援します！

八 幡 浜 市

# 八幡浜市 少子化・人口減少対策 施策一覧

## 出会い・結婚・新生活

### 01 愛結び事業 P1

婚活システム愛結びを活用した1対1のお見合いを演出

### 02 出会いイベント P1

市主催の交流イベントを開催し、出会いの場を提供

### 03 オンライン婚活応援補助金 P1

オンラインでお見合いできる結婚事業者等の入会や登録にかかる費用を補助

1人当たり 上限2万円

### 04 結婚新生活支援事業 P1

新婚世帯に対する家賃、引越費用、省エネ家電購入等に対する補助

29歳以下 ▶ 最大80万円  
39歳以下 ▶ 最大40万円

### 05 婚活サポート補助金 P1

婚活イベント参加者に対する参加費やセミナー開催に要する経費を補助

イベント参加費補助 ▶ 2千円/1人  
セミナー開催補助 ▶ 上限5万円

### 06 がんばる市民応援補助金 P1

(結婚支援枠)

異業種交流会や街コンを開催する団体に補助

上限20万円 (補助率10/10)

## 妊娠・出産

### 07 不妊治療費助成事業 P2

保険適用の不妊治療等に係る一部負担金の全額助成にあわせ、保険適用の治療と併用して行われる先進医療(保険適用外の治療)についても全額助成  
R7.4から交通費も助成

### 08 小児科・産婦人科オンライン相談事業 P2

オンラインにより自宅から相談できる体制を整え、妊娠・出産・子育てに関する不安を解消

- ①専用フォームによる24時間いつでも相談
- ②LINEアプリによる夜間相談(要予約)
- ③助産師とのチャット相談(平日13時~17時)
- ④みんなの相談検索 相談事例の検索

### 09 妊婦のための支援給付 P2

安心して産み育てることができる環境整備のため妊婦への経済的支援を実施

妊婦1人当たり ▶ 5万円  
胎児1人当たり ▶ 8万円  
(うち市単独3万円)

### 10 出産子育て通院交通費助成事業 P3

妊娠・出産時の経済的負担を軽減するため妊産婦健診に係る交通費等を助成

市内及び里帰り先の医療機関 500円  
市内除く(南予圏域)の医療機関 1,000円  
中予圏域の医療機関 2,500円  
東予圏域の医療機関 5,000円

### 11 出産世帯応援事業 P3

出産後に要する育児用品等の購入に際し、八幡浜市はまっこ未来応援券(PayPay商品券)を支給

夫婦ともに29歳以下 30万円分  
夫婦どちらかが30歳以上 20万円分

### 12 出産世帯奨学金返還支援 P3

経済的理由で出産をあきらめることがないよう、一定の期間に返還した奨学金を支援

夫婦ともに29歳以下 上限20万円  
夫婦どちらかが30歳以上 上限10万円

### 13 多胎児支援助成金給付事業 P3

多胎児を育てる保護者の経済的負担の軽減

出生時 12万円  
1歳到達時 12万円



### 14 産後ケア事業 P4

出産後の母子を対象に宿泊型・日帰り型・訪問型の産後ケアを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保

### 15 乳児家庭全戸訪問事業 P4

(こんには赤ちゃん訪問事業)

生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐため、居宅における不安や悩みを聞き、すこやかに育てる子育て環境を図る

### 16 こども家庭センター P4

全ての妊産婦や子育て家庭、18歳までの子どもに関する総合相談や支援の窓口

## 就学前~小・中・高

### 17 子ども医療費助成 P5

子どもの医療費を高校卒業まで無償化し、将来世代の健やかな育成を図る

### 18 一時預かり事業 P5

満1歳以上の未就園児を、保育所等で一時的に預かるサービス。保護者の就労、病気、冠婚葬祭、またはリフレッシュ(育児疲れ解消)など、様々な理由で利用可能

- ・1人当たり 1,500円/1日  
※食事、おやつ代含む
- ・15日以内/1ヶ月
- ・事前予約制



### 19 乳児等通園支援事業 P5

(こども誰でも通園制度)

親の就労状況にかかわらず、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を、保育所等で月10時間まで預かる新制度。親の孤立・育児負担の軽減、子どもの集団生活・成長促進が主な目的

1時間当たり 300円  
※世帯の課税状況等により減免になる場合あり

### 20 幼児教育・保育の無償化 P6

0~2歳児保育料多子減免

子どもの健全育成と保護者の子育てと就労の両立を支援

・3~5歳児の幼児教育・保育を無償化

・第2子以降の0~2歳児の保育料についても減免  
(市独自で拡充)

### 21 病児・病後児保育料無償化 P6

病気にかかっている児童の健全育成と保護者の子育てと就労の両立を支援

病児・病後児保育料を無償化

### 22 ファミリー・サポート・センター P6

子育ての援助を受けたい人と援助したい人で作る会員組織

保護者にかわって、保育所や幼稚園、児童クラブなどへのお子さんの送り迎えやお子さんの預かりを有償にて援助

### 23 放課後児童クラブ P7

昼間就労等で保護者が自宅にいない、ご家庭の小学生、児童を対象に遊びを主とした健全育成の場を提供



## 移住・定住支援

### 24 移住者奨学金返還支援補助金 P7

40歳以下の移住者を対象に奨学金返還支援

5年間、年20万円 最大100万円

### 25 三世代家族移住促進事業補助金 P8

三世代で同居等を行なうための住宅取得等に要する経費の一部を助成

#### ■住宅取得、新築、改築、増築の1/2

同居100万円、準同居50万円、近居30万円

#### ■家電購入に係る経費の2/3

20万円 ※近居を除く

### 26 移住者住宅改修支援事業補助金 P8

移住者が行う空き家バンクに登録された住宅改修等に要する経費の一部を助成

#### ■住宅改修 補助率2/3 以内

子育て世帯 上限400万円

働き手世帯 上限100万円

#### ■家財道具搬出 補助率2/3以内

子育ておよび働き手世帯とも 上限20万円

### 27 若年移住者等家賃補助事業 P8

市内の民間住宅を契約した移住者に対し、2年間の家賃を補助

- ・子育て世帯（中学生以下同居） 1万5千円/月
- ・若年夫婦世帯（35歳未満） 1万円/月
- ・若年世帯（35歳未満） 1万円/月
- ・市内路線バス運転手として勤務 1万円/月



### 28 移住者交流会 P9

市内の移住者や移住を検討している方を対象に移住者交流会を実施  
移住者同士のネットワーク構築を図り、八幡浜市への移住・定住を促進

### 29 移住体験補助金 P8

移住フェアで興味を持った方や移住検討中の方を対象に旅費の一部を補助  
移住検討者の希望に応じて、オーダーメイド型の移住体験ツアーを実施

#### 旅費補助

5千円～2万2千円（1泊2日）

### 30 ワークेशन推進事業補助金 P9

生活スタイルや働き方の変化に応じ、テレワークを行う企業や個人の誘致を推進

#### ①旅費補助

5千円～2万2千円（2泊3日）

②ふるさと観光公社体験メニューの半額補助

## 自然減・社会減対策 その他

### 31 多子世帯リフォーム等支援事業 P10

第2子以降を出産した世帯のリフォーム又は引越しにかかる対象経費を支援

子ども2人世帯 ▶ 上限20万円

子ども3人以上世帯 ▶ 上限30万円

### 32 ふるさとキャリア教育 P10

中学生を対象に、ふるさとを知り、愛着を持つ機会を創出するとともに、働くことに対する興味・関心や企業への理解を深めることでシビックプライドを育む

### 33 ひめボス宣言事業所認証支援事業 P10

男女を問わず選択される魅力的な職場へ変革・成長するよう「ひめボス宣言事業所認証制度」の認証取得を支援

1事業所10万円（補助率10/10）



### 34 U I J ターン保育士支援事業 P10

市外から新たに就職する保育士の家賃や引越費用等を支援

上限20万円

35 ローカル10,000プロジェクト P11  
（地域経済循環創造事業交付金）

産学官連携により、地域の人材・資源・資金を活用した新たなビジネスを立ち上げようとする民間事業者の初期投資費用（施設整備費・機械装置費、備品費、調査研究費）を支援

■ 交付上限額  
融資額に応じて 最大5,500万円

36 特定創業支援等事業 P11

市又は創業支援事業者が創業希望者等に対して「経営、財務、人材育成、販路開拓」の知識が身につくセミナー等を継続的に開催

■ 創業者への支援

- ・会社設立時の登録免許税の軽減措置
- ・創業関連保証の特例措置
- ・日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ措置
- ・八幡浜市創業等支援事業補助金制度

37 創業等支援補助金 P11

市内で新規創業、第二創業、事業規模拡大を行う個人・事業者に対し、創業等に要する費用を補助

■ 補助金額

- ・新規 : 上限100万円
- ・第2創業 : 上限 50万円
- ・事業規模拡大 : 上限 30万円
- 補助率：創業等に要する対象経費の1/2

38 移住者向け仕事情報おつなぎ支援 P11  
「や∞わーく」

市が、移住希望者と市内事業所・企業をつなぐお手伝い（マッチング）



39 漁業を支える担い手育成事業補助金 P12

漁業を維持・発展させるために、新規の就業者や先進的な漁業を経営する里親漁家のもとで研修を受ける研修生に対して、就業等に要する経費や生活費を継続的に支援

■ 補助金額

- ・新規就業者 月額10万円（最長36か月間）
- ・研修生 月額10万円（最長36か月間）
- ・里親漁家 月額 5万円（最長36か月間）

40 漁業継続雇用促進補助金 P12

漁業又は水産養殖業を主たる生業とする事業者が、経営安定を図るため、被雇用者の定着及び離職防止に要する経費の一部を補助

■ 補助対象者

- ・市内に本社を有する漁業又は水産養殖業を主とする事業者

■ 対象経費

- ・継続勤務奨励金、資格取得費、支度費 など

■ 補助上限額

- ・正規雇用された労働者×20万円（補助率2/3）

41 新規就農総合支援事業補助金 P12

次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の認定新規就農者を支援するため、就農直後の経営確立に必要な資金を交付  
就農後の経営発展に必要な機械・施設の導入等の取組を支援

■ 経営開始資金

- 交付金額：年間最大165万円（最長3年間）
- ※夫婦経営：年間最大247.5万円

■ 経営発展支援事業

- 補助対象事業費：上限1,000万円
- ※経営開始資金対象者：上限500万円
- 補助率：3/4以内

42 Iターン就農サポート事業補助金 P13

産地を維持するために、Iターン就農希望者、農家子弟以外の就農希望者を集落で受け入れ、集落ぐるみで技術習得・信頼関係構築等の営農面、住居・生活面を支援

① 短期研修時

- ・滞在施設提供
- ・農業体験助成：3万円以内

② 実践研修時

- ・生活助成：月額6万円、最大2年間

③ 就農後

- ・営農開始助成：年額50万円、最大2年間



43 担い手総合支援事業費補助金 P13

新規就農者の確保・育成及び定着を図るため、機械・施設等の導入を支援  
地域農業の維持・発展を図るため、認定農業者に対して経営発展のために必要な機械・施設等の導入支援

■ 新規就農者機械施設整備

- ・補助対象者：研修J A等
- ・補助上限：750万円
- ・対象経費：研修J A等が新規就農者へリースする農業機械・施設の整備
- ・補助率：県補助1/3以内、市補助1/6以内

■ 認定農業者機械施設整備

- ・補助対象者：認定農業者
- ・補助上限：750万円
- ・対象経費：農地を集積し経営改善に必要な農業機械・施設の整備
- ・補助率：県補助1/3以内、市補助1/6以内

44 林業担い手支援対策事業費補助金 P13

適正な森林の管理を行うために必要な人材の確保のため、森林の整備を担う林業事業者が実施する新規就業者の雇用等に繋がる事業に要する経費を補助

■ 補助対象者

- ・市内に本社を有する林業事業者のうち、愛媛県に登録のある意欲と能力のある林業事業者体など

■ 補助金額

- 新規就業者1人につき年間60万円以内（月5万円）

■ 対象となる新規就業者の条件

- ・就業後3年以内であること
- ・4月1日時点で60歳未満であること
- ・期間の定めのない雇用契約を締結している者
- ・労働安全衛生講習などを受講・受講予定であること

# 八幡浜市 少子化・人口減少対策 施策紹介

## 出会い・結婚・新生活

### 01 愛結び事業

えひめ結婚支援センターと連携し、1対1のお見合い事業『愛結び』を実施しています。『愛結び』は会員制のお見合いシステムで、結婚を希望する男女の個別の出会いをサポートします。ご自分のスマホから利用できる「おうち de 愛結び」もあります。

政策推進課



### 02 出会いイベント

市主催の独身男女を対象とした出会いイベントにより出会いの場を提供。市独自の出会いのイベントを各種企画しています。イベントの詳細については、随時、市HPに公開します。

政策推進課

### 03 オンライン婚活応援補助金

オンラインでお見合いできるサービス環境を有する結婚事業者等の入会や登録にかかる費用を補助します。

#### 補助対象者

市内に在住する18歳以上の独身の方

#### 補助対象経費

結婚相談所等の入会金、登録料 など入会に必要な経費

#### 補助金額 1人 上限2万円

※令和8年7月申請分より、デジタル商品券による給付となる予定です。

政策推進課



### 04 結婚新生活支援事業

新婚世帯の新居取得や家賃、引越し、省エネ家電購入にかかる費用を補助します。

#### 補助対象経費 《所得要件あり》

住宅の購入費、リフォーム費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、省エネ時短家電購入費

#### 補助金額

29歳以下の夫婦 1世帯当たり/最大80万円  
(家電購入費20万円含む)  
39歳以下の夫婦 1世帯当たり/最大40万円  
(家電購入費10万円含む)

政策推進課



### 05 やわたはま婚活サポート補助金

婚活イベント参加者に対する参加費やセミナー開催に要する経費を補助します。

参加者1人  
2千円

開催1回  
5万円

#### 補助対象者

- (1) 出会いイベント／えひめ結婚支援センターに登録している応援企業(団体)
- (2) セミナー・講座／市内の活動団体

#### 補助対象事業

- (1) 出会いイベント／市内で実施する独身男女の出会いイベント
- (2) セミナー・講座／市内で実施する結婚活動に資するセミナー など

#### 補助対象経費

- (1) 出会いイベント／イベント経費
- (2) セミナー・講座／①講師等に対して支払う謝金及び旅費  
②会場借上料及び会場設備費  
③教材費  
④事業の開催案内等の印刷費  
⑤消耗品費及び備品購入費 など

#### 補助金額

- (1) 出会いイベント / 参加者1人につき 2千円
- (2) セミナー・講座 / セミナー等の開催1回につき5万円

政策推進課



### 06 がんばる市民応援補助金(結婚支援枠)

市内の各種団体や市民グループなどが自主的・主体的に企画・実施する魅力的なまちづくりに資する事業やイベント等を支援します。

(上限)  
20万円

#### 補助対象者

市内に活動の場を有する市民団体、NPO法人 など

#### 事業種別

- 『がんばる恋活応援事業』
- 独身男女の出会いの場の創出を図る事業であること
  - 独身の男女各3名以上の参加が見込まれるものであること
  - 参加者の半数以上が市内に居住または勤務していること

#### 補助金額

上限20万円(補助率10/10)

政策推進課



## 07 不妊治療費・先進医療不妊治療・通院交通費助成事業

保険適用の不妊治療等に係る一部負担金（自己負担3割分）を全額助成します。  
また、併用して行われる先進医療（保険適用外の治療）についても全額助成します。

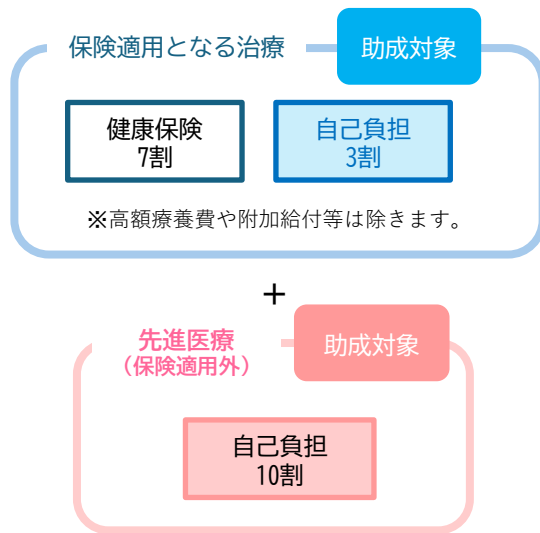
実質負担  
無料

### 助成対象者

- (1)不妊治療等を開始しているご夫婦
- (2)ご夫婦ともに市内に住所を有すること  
※ やむを得ない事情により、ご夫婦のいずれか一方が、市内に住所を有する方でない場合は、近い将来に夫婦ともに市内に住所を有する方となる見込みがある方

### 助成について

- (1)保険適用となる不妊治療等に係る一部負担金（自己負担3割分、処方箋による調剤料を含む。）を負担した場合に、当該一部負担金に相当する額
- (2)先進医療の「1回の治療（採卵術から胚移植術までの間）ごと」に要した費用



### 交通費助成 R7年4月から実施

自宅から医療機関までの交通費を助成します。

医療機関の所在地	助成金額
市内医療機関	500円
南予圏域の医療機関（市内除く）	1,000円
中予圏域の医療機関	2,500円
東予圏域及び県外の医療機関	5,000円

※ 助成額は通院1回あたり

### その他

『先進医療の種類』や『県内の先進医療実施医療機関』などの詳細については、市のHPをご確認いただくか、市役所市民課国保係までお問い合わせください。



市民課

## 08 小児科・産婦人科オンライン相談事業

自宅から小児科医・産婦人科医・助産師にオンラインで相談できる体制を整え、妊娠・出産・子育てに関する不安感を解消します。

利用料  
無料

### サービス内容

- ①専用フォームで24時間いつでも相談することができます。
- ②LINEアプリで、夜間の相談も可能です。（要予約）
- ③妊娠・出産について、助産師とチャットで相談することができます。（平日の13時～17時）
- ④みんなの相談検索  
相談事例の検索

こども家庭センター（保健センター内）



## 09 妊婦のための支援給付

安心して子どもを生み育てることのできる環境を整備するため、「妊婦のための支援給付」を実施します。  
対象となる妊婦の方へは、妊娠届出時等にご案内します。

妊婦1人  
5万円

胎児1人  
8万円

### 対象者

八幡浜市に住民票があり、妊婦給付認定を受けた方  
（他自治体で妊婦のための支援給付を受けてない方）

### 助成額

- 【1回目（妊婦給付認定後）】  
妊婦1人につき5万円  
妊娠届出（母子手帳発行）時に申請方法を案内します。
- 【2回目（胎児の数の届出申請後）】  
胎児1人につき8万円  
赤ちゃん訪問時に申請方法を案内します。

※流産、死産、人工妊娠中絶の場合も助成対象となる場合がありますのでご相談ください。



こども家庭センター  
（保健センター内）

## 10 出産子育て通院交通費助成事業

妊産婦健診に係る交通費等を助成し、妊娠・出産時の経済的負担を軽減します。

通院をサポート

### 助成対象者

八幡浜市に住所を有する妊産婦（里帰り中含む）  
※生活保護受給者、他市町で同様の助成を受けた方は除く

### 通院1日あたりの助成額

・市内及び里帰り先の医療機関	500円
・市内除く南予圏域の医療機関	1,000円
・中予圏域の医療機関	2,500円
・東予圏域の医療機関	5,000円

※令和8年7月申請分より、デジタル商品券による給付となる予定です。

こども家庭センター（保健センター内）



## 11 出産世帯応援事業

出産後に要する育児用品等の購入に際し、市内加盟店で利用できる八幡浜市はまっこ未来応援券（PayPay商品券）を出生届の提出後に支給します。

30<sup>(最大)</sup>万円分

### 対象者・補助額

- ①出産時に夫婦ともに29歳以下の場合  
新生児1人につき 上限30万円
- ②出産時に夫婦のいずれかが30歳以上の場合  
新生児1人につき 上限20万円

### 申請の方法

出生届の提出時に「子育て支援課」でご案内します。

### 利用可能な商品・店舗

下記のQRコードからHPをご覧ください。

### 令和7年中に母子手帳を交付されている方

すでにご案内済みのレシートを集めて申請する方法と併用可能です。

（レシート申請分は上記の支給額からPayPay商品券10万円分を引いた額が上限額）

子育て支援課



## 12 出産世帯奨学金返還支援事業

経済的理由で出産をあきらめることがないように、一定の期間に返還した奨学金を支援します。

1人  
20<sup>(最大)</sup>万円

### 対象者・補助額

- ①出産時に夫婦とも29歳以下の場合  
夫婦それぞれ上限20万円（繰り上げ返済含む）  
<父母両方の場合は40万円>
- ②出産時に夫婦のいずれかが30歳以上の場合  
夫婦それぞれ上限10万円（繰り上げ返済含む）  
<父母両方の場合は20万円>

### 対象となる奨学金

- ・独立行政法人日本学生支援機構が貸与する第一種及び第二種奨学金
- ・愛媛県奨学資金
- ・八幡浜市奨学資金
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による貸付金のうち、支給対象児童の父または母の就学のために貸与された奨学支度資金、修学資金及び修業資金 など

### 補助対象期間

母子手帳交付日から対象児童が1歳になる前日の間に返還した奨学金

子育て支援課



## 13 多胎児支援助成金給付事業

ふたご、みつごなど多胎児を育てる保護者の経済的負担を軽減します。

出生時・1歳時  
各12万円

### 対象者

市内に住所のある多胎児の保護者

### 給付額

多胎児が出生した時 12万円  
多胎児が1歳に到達した時 12万円

※令和8年7月申請分より、デジタル商品券による給付となる予定です。

こども家庭センター（保健センター内）



## 14 産後ケア事業

お母さんと赤ちゃんの心身の休養や育児不安の解消のため、日帰り型・宿泊型・訪問型のサービスを通じて、お母さんの心身のケアや授乳・沐浴指導・育児相談等が受けられます。

安心して  
子育て  
スタート

### 対象者（利用者）

下記のいずれかにあてはまる市内に住所を有する産後1年未満の母親及び乳児

- ①心身の不調や育児不安等がある
- ②乳房ケア等授乳方法に不安がある
- ③その他、特に支援が必要と認められる方

### ケアの内容

- ①お母さんのケア  
(母体管理、生活面の指導、乳房ケア)
- ②赤ちゃんのケア  
(健康管理、発育・発達チェック)
- ③育児に関する相談・指導  
(授乳指導・沐浴指導・その他必要な指導及び相談)
- ④お母さんの心理面のケア

### 利用できる種類・料金・時間

種類	利用料（1回あたり）			食事回数	利用できる回数
	課税世帯	市民税非課税世帯	生活保護世帯		
宿泊型	開始時刻～24時間以内	4,000円	2,000円	3食	あわせて7回まで
日帰り型1	10時～16時（6時間）	1,000円	500円	1食	
日帰り型2	10時～20時（10時間）	2,000円	1,000円	2食	
訪問型1	2時間30分以内	1,000円	500円	／	
訪問型2	5時間以内	2,000円	1,000円	／	

※2人以上の乳児が利用する場合、多胎児加算が必要となります。

### 実施機関

- ①宿泊型・日帰り型1・2
  - ・かわばた産婦人科 大洲市東大洲230-2
  - ・よしもとレディースクリニック 大洲市東若宮 14-14
- ②日帰り型1
  - ・てらお助産院 大洲市菅田町菅田甲2370-5
  - ・なないろ助産院
- ③訪問型
  - ・はらだ助産院

こども家庭センター（保健センター内）



## 15 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)

保健師や看護師が生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぎ、赤ちゃんの発育発達を一緒に確認し、子育てで心配なこと、不安に思うことを一緒に考え、安心して子育てができるようサポートします。

こども家庭センター（保健センター内）



## 16 こども家庭センター (子育て支援係・母子保健係)

全ての妊産婦や子育て家庭、18歳までの子どもに関する総合相談や支援の窓口で、子どもとその家庭の不安や悩みに寄り添い、一緒に考え、関係機関と連携し必要な情報を提供するとともに、切れ目のない継続的な支援を実施します。

- ・子育て支援係（八幡浜庁舎 子育て支援課内）
- ・母子保健係（保健センター内）

こども家庭センター  
(子育て支援課、保健センター内)



## 17 子ども医療費助成

子どもの医療費を助成することにより、疾病の早期発見と治癒を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ります。

高校生まで  
無料

### 受給資格要件

- ①お子さんの年齢が満18歳の年度末までにあること
- ②八幡浜市に住所を有すること
- ③他の医療費助成（ひとり親家庭、重度心身障害者等）、または、生活保護法による医療扶助を受けていないこと

### 助成内容

入院・通院・調剤の保険適用されるものについて、「子ども医療費受給者証」を提示することで無料となります。

市民課



## 18 一時預かり事業

保護者の病気、出産、介護、育児疲れの解消（リフレッシュ）など、様々な理由で一時的に子どもを預かるサービスです。

育児を  
サポート

### 実施場所

- ・千丈保育所：市内松柏（TEL：0894-22-2494）
- ・保内保育所：市内保内町宮内（TEL：0894-21-2844）

### 対象者

市内に住民票があり、幼稚園や保育所等へ在籍していない、満1歳以上の子ども

### 利用料

1人当たり 1日 1,500円  
（食事、おやつ代含む）

### 利用回数

1ヶ月に15日以内

### 利用可能日・時間

- ・月曜日～金曜日  
（土日・祝祭日・年末年始は休業）
- ・8：30～16：00の間で必要とされる時間

子育て支援課



## 19 乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）

子育てを  
サポート

親の就労状況にかかわらず、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を、保育所等で月10時間まで預かる制度です。親の孤立・育児負担の軽減、こどもの集団生活・成長促進が主な目的です。

### 実施場所

- ・保内保育所：市内保内町宮内（TEL：0894-21-2844）

### 対象者

- ・0歳6か月～満3歳未満  
（利用日時点で3歳の誕生日の前々日まで）
- ・幼稚園や保育所等に在籍していない子ども

### 利用料

- ・1時間あたり300円（上限）  
※世帯の課税状況等により減免になる場合があります。

### 利用可能時間

- ・子ども1人あたり 10時間/月  
（1回の利用は1時間から。以降30分単位で利用可能）

### その他

- ・給食の提供はありません。

子育て支援課



## 20 幼児教育・保育の無償化 0～2歳児の保育料多子減免

急速な少子化の進行を抑制するため、また、子育てを行う家庭の経済的な負担を軽減し、子どもの健全育成と保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的として、3～5歳児の幼児教育・保育を無償化します。

3～5歳児  
無料

0～2歳児多子  
減免

第2子以降の0～2歳児の保育料減免についても、市独自で所得要件を撤廃し、第2子以降の判断基準における年齢要件を緩和し、全ての第2子以降の子どもが同じ条件で減免を受けられるよう拡充しています。

### 3～5歳児の内容

幼児教育・保育料 無料

### 0～2歳児の減免内容

年齢制限なく、生計を一にする子に限り、第2子半額、第3子以降4,500円  
ただし、小学生就学前の範囲において、第3子以降は無料

子育て支援課



## 21 病児・病後児保育料無償化

児童が病気により保育所や幼稚園、小学校などに行くことができず、保護者も仕事の都合により家庭での保育が出来ない場合に、一時的に保護者に代わり専用の施設でお預かりする事業です。施設利用にあたり、子育てしやすいまちづくりを推進するために、利用料金を無料とします。

利用料  
無料

### 病児・病後児保育施設

白浜小学校内 東校舎1階  
病児・病後児保育施設「キッズケア・しらはま」

### 対象児童

市内に住所を有している生後6カ月から小学校6年生までの児童  
※市外在住の場合でも保護者が市内の事業所等に勤務し、かつ市内の保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ等の施設を利用している児童は可

### 利用条件

入院の必要がなく病状が安定している状態、又は回復期にあること

### 定員

1日 6人

### 利用時間

平日（月～金）8：00～18：00  
土曜日 8：00～12：30  
※休み：日、祝日、年末年始（12/29～1/3）、お盆（8/15）

子育て支援課



## 22 ファミリー・サポート・センター事業

子育てに関して、育児を手伝ってほしい方と育児のお手伝いができる方を会員として登録し、両者のあっせん等を行い、有償で援助活動を行う会員組織を運営するものです。

つなぐ  
子育て

### 主な援助内容

- ①保育所・幼稚園、児童クラブ等の開始時間まで又は終了後の預かり
- ②保育所・幼稚園、児童クラブ等の送り迎え
- ③日曜日、祝日など保育所等が休日の場合の預かり
- ④ほか利用会員の仕事および育児の両立のために必要な援助活動

### 利用料

【平日】7～19時：1時間あたり600円  
（他の時間帯：1時間あたり…700円）  
【土、日、祝日、年末年始】  
7～19時：1時間あたり700円  
（他の時間帯：1時間あたり…800円）

こども家庭センター  
（子育て支援課内）



## 23 放課後児童クラブ

昼間就労等で保護者が自宅にいない、ご家庭の児童をお預かりし、遊びを主とした健全育成の場を提供します。

放課後も  
安心

### 対象児童

保護者のいずれもが次のいずれかの事由により、放課後等に居宅にいない小学校1～6年生までの児童

- ①昼間に居宅外で労働することを常態としている
- ②妊娠中又は出産後（予定日の前8週間目の日が属する月初めから出産日の後8週間目の翌日が属する月末まで）
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している
- ④同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている
- ⑥求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている（最長3か月まで）

### 開設日時

【平日（月～金）】

13：30（学校終了時間）から18：00まで開設

【小学校の繰替休業・長期休業日及び第2・4土曜日】

8：00～18：00まで開設

※日曜、祝日、第1・3・5土曜日、年末年始（12/29～1/3）、お盆（8/13～15）など 休業

### 利用料金

①通常利用 月額4,000円（8月のみ8,000円）

②長期休業中のみ利用

- ・4月 4/1～7の5日間 1,500円
- ・7月 7/21～31の10日間 2,500円
- ・8月 8/1～31の20日間 8,000円
- ・12月 12/26～28の2日間 1,000円
- ・1月 1/4～7の4日間 1,000円
- ・3月 3/26～31の5日間 1,500円

※負担金は月額計算で、日割りはありません。



子育て支援課



## 移住・定住支援

## 24 移住者奨学金返還支援補助金

市外から移住した新規就業者（市外の大学や専門学校等に進学し、就職を機に八幡浜市に帰ってきた方を含みます。）の奨学金返還費用の一部を補助します。

5年  
100万円  
(最大)

### 補助対象者

- ①公務員以外の移住者で、令和5年1月1日以降に八幡浜市に転入し1年以上居住している方  
※本市に住民登録をしたまま大学等に進学された方も対象となります。  
※公務員のうち、八幡浜市が任用する常勤保育士及び常勤幼稚園教諭（会計年度任用職員に限る。）は対象となります。
- ②大学等（大学院、大学、専門職大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校及び高等学校）に進学し、その入学時又は在学期間中に奨学金の貸与を受けた方  
（本人が貸付けを受けた者に限ります。）
- ③奨学金の返還を遅延なく行っている方
- ④申請年度の前年度以前に奨学金等の返還を開始した方
- ⑤申請年度の前年度において満40歳以下の方
- ⑥申請から5年以上継続して八幡浜市に居住する意思がある方
- ⑦次のいずれかに該当する方  
ア：令和5年1月1日以降に事業所等（市外も可）に就職し、1年以上継続して雇用されている方  
イ：令和5年1月1日以降に起業し、1年以上継続して事業を行っている方  
ウ：令和5年1月1日以降に第一次産業（農・林・漁業）に従事し、1年以上継続して従事している方
- ⑧他の奨学金返済支援を受けていない方 など

### 対象となる奨学金

- ・独立行政法人日本学生支援機構が貸与する第一種及び第二種奨学金
- ・愛媛県奨学資金
- ・八幡浜市奨学資金 など

### 補助金額

申請年度の前年度で返還した総額（繰上返還した額を含む。）の2/3以内の額（上限20万円）。

### 補助金の交付回数

申請から5年以内に5回を限度とします。  
5年間、年20万円（最大100万円）

政策推進課



## 25 三世代家族移住促進事業補助金

祖父母が暮らす家に子育て世代が1ターンで帰ってくるなど、三世代が同じ家や近所で暮らすことにより子育てしやすい環境をつくり、定住人口の増加につなげることを目的に、同居等に伴う住宅の取得、改築、家電購入等に要する費用の一部を補助します。

同居の場合  
120万円  
(最大)

### 補助対象者

- ①家族のうちいずれかの転入により、下記の形で市内に居住している三世代家族（ただし、中学生以下の子どもを含むこと）
  - ・同居 同一敷地内の住宅に居住
  - ・準同居 同一公民館区域内の住宅に居住
  - ・近居 八幡浜市内の住宅に居住
- ②令和5年1月1日以降に転入した方で、補助金交付申請時において転入日から1年以内であり、市に転入前、1年以上継続して市外に居住していた方を三世代家族に含むこと
- ③市に5年以上定住することを誓約できる方
- ④取得又は改築等した住宅の所有権を有する方 など

### 補助金額

- ①〔住宅取得、新築、改築、増築の1/2〕  
同居：100万円、準同居：50万円、近居：30万円
- ②〔家電購入に係る経費の2/3〕  
同居・準同居：20万円 ※近居は対象外

政策推進課



## 26 移住者住宅改修支援事業補助金

市内にある空き家の有効活用を図り、県外から八幡浜市内への移住及び定住を促進するため、子育て世帯と働き手世帯が行う空き家の改修等に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

子育て世帯  
の場合  
420万円  
(最大)

### 補助対象者

- ①令和3年4月1日以降に愛媛県外から移住された方で、補助対象事業を行う空き家に5年以上居住する意思のある方
- ②就学、転勤・赴任による異動ではないこと
- ③対象となる空き家が所在する地域の自治会等に入る意思のある方
- ④申請日時時点で18歳以上60歳未満の構成員が同居する世帯（働き手世帯）、または、働き手世帯であって、かつ、申請日時時点で18歳未満の子どもが同居する世帯（子育て世帯） など

### 補助対象となる住宅

- ①移住者が居住を目的に、えひめ空き家情報バンクまたは八幡浜市空き家バンクから購入した一戸建て住宅であること

- ②移住者が対象住宅の改修などを行うことができる権限を有していること
- ③過去に当補助金の交付を受けた住宅ではないこと

### 補助対象となるもの

移住者が行う住宅の改修や家財道具の搬出などに要する経費

### 補助金額

- ①〔住宅改修 補助率2/3 以内〕  
子育て世帯 補助上限400万円  
働き手世帯 補助上限100万円  
※補助限度額は100万円を基本とし、18歳未満の子（同居）一人につき100万円を加算（最大400万円）
- ②〔家財道具搬出 補助率2/3 以内〕  
子育て及び働き手世帯とも補助上限20万円

政策推進課



## 27 若年移住者等家賃補助事業

新たに八幡浜市外から転入し、民間賃貸住宅を契約した若年・子育て世帯の方等を対象に、最長24カ月間家賃の一部を補助します。

最長24カ月  
(最大)  
36万円

### 補助対象者

- ①受給資格認定申請日に、市への転入日から6か月以内で、次のア～ウのいずれかに該当する方  
ア 子育て世帯…中学校卒業前の子と同居し、その子を扶養している世帯  
イ 若年夫婦世帯…夫婦のいずれかが満35歳未満の世帯  
ウ 若年世帯…満35歳未満の単身者のみの世帯  
エ 生活バス路線運転手世帯…市が補助する路線の運転手で満60歳未満の世帯
- ②民間賃貸住宅を賃貸借契約し、実際に住んでいる方
- ③令和4年1月1日以降に転入した者で、市に転入前、3年以上継続して市外に居住していた方
- ④市に5年以上定住することを誓約できる方
- ⑤就業していることを証明できる方  
※ただし、農業又は漁業に従事する者を除く
- ⑥国・地方公共団体の職員（会計年度任用職員を含む）でない方 など

### 補助金額

- （家賃月額－住宅手当）×1/2を補助金額とし、世帯上限まで（千円未満切捨）
- ①子育て世帯（中学生以下同居）月1万5千円
  - ②若年夫婦世帯 月1万円
  - ③若年世帯 月1万円
  - ④市内路線バス運転手として勤務 月1万円

### 補助対象住宅

補助対象者が住むために、賃貸借契約を交わした市内の民間賃貸住宅（公営住宅、社宅・官舎・寮等の住宅、所有者が申請者の3親等以内の親族である住宅は除く）

政策推進課



## 28 移住者交流会

市内の移住者や移住を検討している方を対象に移住者交流会を実施しています。

移住者同士でのつながりを深めたい・同じ悩みを相談できる人が欲しい・八幡浜についてもっと知りたいなど、移住者同士のネットワークを構築し、八幡浜市への移住・定住を促進します。

思いを共有

政策推進課

## 29 移住体験補助金

八幡浜市への移住・定住を目的として、住居や仕事、地域情報等を探すために来訪し、市内宿泊施設を利用する方を対象に、旅費の一部を補助します。

1人・1泊  
(最大)  
2.2万円

### 補助対象者

- ①愛媛県外に在住の方
- ②八幡浜市で移住準備活動をする方  
(住居・仕事を探す活動、地域情報を収集する活動など)
- ③八幡浜市内の旅館業を営む宿泊施設に宿泊する方
- ④参加者のうち少なくとも1名は成人であること
- ⑤滞在中、一度は当市の職員と移住相談をすることが出来る方
- ⑥アンケートに回答できる方

### 補助金額

現住所都道府県	補助金額 (円)	
	1泊目	2泊目以降 (1泊)
徳島県 香川県 高知県	5,000	3,000
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	7,000	
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	10,000	
三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	15,000	
新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県	18,000	
沖縄県	18,000	
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県	20,000	
青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	22,000	
北海道	22,000	

- ※1人あたり3泊を限度とし、同行者数は1世帯あたり4人を限度とします。
- ※3歳以上小学生以下は上記の半額、3歳未満は補助金交付の対象外です。
- ※補助金の交付回数は、1人につき、1年度あたり2回を限度とします。

政策推進課



## 30 ワークेशन推進事業補助金

八幡浜市でのワークेशनを目的として、市内にあるコワーキングスペースや会議室等を利用してテレワーク等を行い、市内宿泊施設を利用する方を対象に、活動等に要する経費や旅費の一部を補助します。

1人・2泊3日  
(最大)  
2.2万円

### 補助対象者

- ①愛媛県外に在住の方
- ②滞在中に、市内にあるコワーキングスペースや会議室等を利用してテレワーク等を行う方
- ③八幡浜市内の旅館業を営む宿泊施設に2泊3日以上宿泊する方
- ④滞在中、一度は当市の職員と面談をすることが出来る方  
※出張のために来市される方にはご利用いただけません。

### 補助金額

現住所都道府県	補助金額 (円)	
	2泊3日	3泊目以降 (1泊)
徳島県 香川県 高知県	5,000	3,000
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	7,000	
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	10,000	
三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	15,000	
新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県	18,000	
沖縄県	18,000	
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県	20,000	
青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	22,000	
北海道	22,000	

### 【会社でまとめて申請する場合】

※会社でまとめて申請することも出来ますが、参加者の現住所都道府県に応じて補助金を支払います。

### 【個人またはご家族で申請する場合】

※同行者のうち、3歳以上小学生以下は上記の半額、3歳未満は補助金交付の対象外です。

### 【その他共通事項】

- ※1人あたり4泊を限度とし、同行者数は1企業・1世帯あたり4人を限度とします。
- ※補助金の交付回数は、1年度あたり1回を限度とします。
- ※滞在中、(一社)八幡浜市ふるさと観光公社が提供する体験プログラムの体験を希望する方は、上記の補助に加え、体験料の半額(1,000円未満の端数は切り捨て)の補助を受けることが出来ます。

政策推進課



### 31 多子世帯リフォーム等支援事業

第2子以降の子どもが生まれたことにより、子育てしやすい環境づくりのために行った、転居に要した引越し費用（市内転居のみ）、住居のリフォームにかかる対象経費を支援します。

第2子の場合  
(上限)  
20万円

#### 補助対象者

第2子以降の子どもが生まれたことで多子世帯になった夫婦（ひとり親含む）

#### 補助金額

新生児が第2子の場合は上限20万円、第3子以降の場合は上限30万円

#### 補助対象期間

母子手帳交付日から対象児童が1歳になる前日までに行われた引越し及びリフォームに係る費用

#### 補助経費

①リフォーム  
増改築工事、バリアフリー改修工事、生活関連設備改修工事 など

※ 市内に住所を有する個人事業者または市内に本社、支店、営業所等を有する法人で、リフォーム事業を営むものへ支払った費用が対象

②引越し  
引越し業者、宅配業者によるもの



子育て支援課

### 32 ふるさとキャリア教育

愛媛大学と連携し、中学生に「地元理解×キャリア教育」のプログラムを実施しています。このプログラムでは、進学や就職の機会に故郷を離れた若者が戻らず、そのまま故郷と疎遠になっていくことを避けるため、進路選択前の中学生が地元を理解し、地域の大人の生き方や働き方と自分のキャリアを重ね合わせることによって自身の将来を考える機会を提供しています。地元への理解を深めることで、転出後もふるさとにかかわる「関係人口」となる人材の育成を目的としています。

政策推進課

### 33 ひめボス宣言事業所認証支援事業

「ひめボス宣言事業所認証制度」は、女性活躍の推進や仕事と家庭の両立支援、男女ともに働きやすくやりがいをもって就業できる職場環境の整備を推進する事業所を愛媛県が認証する制度です。

特に愛媛県内では若い女性の県外転出が多く、若い女性が少なくなると、生まれてくる子供の数が減り、人口減少が加速するため、労働力も消費も減少し、会社経営に大きな影響が出てしまいます。経営者の皆様には、若者に選ばれる会社になってもらうよう認証制度認証の申請をお願いします。基本認証取得には、「育児・介護に関する法に基づく規定やハラスメント規定」の整備のほか、「一般事業主行動計画」の策定が申請要件となっています。

1事業所  
(限度)  
10万円

#### 補助対象者

- ①ひめボス宣言事業所であること
- ②常時雇用する労働者が1人以上の企業又は事業所であること
- ③国及び地方公共団体等でないこと など

#### 補助金額

1事業所あたり 限度額10万円

政策推進課



### その他（保育環境の整備）

### 34 U I J ターン保育士支援事業

市外から転入し、保育士として就職する際にかかった経費（家賃・引越し代・生活家電購入費）について支援します。

1人  
(上限)  
20万円

#### 補助対象者

常勤の保育士等として八幡浜市内の事業所に勤務している者（ただし、地方公共団体の正規職員を除く。）

#### 補助金額

上限20万円

#### 補助対象経費

家賃・引越し代・生活家電購入費

子育て支援課



## 35 ローカル10,000プロジェクト （地域経済循環創造事業交付金）

産学官の連携により、地域の人材・資源・資金を活用した新たなビジネスを立ち上げようとする民間事業者の初期投資費用（施設整備費・機械装置費、備品費、調査研究費）を支援します。

### 主な要件

- ・地域資源を活かした持続可能な事業であること
- ・地域課題への対応につながる事業であること
- ・新規性・モデル性がある事業であること
- ・補助対象となる経費のうち、地域金融機関から受ける融資額（地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング含む）が、補助額と同額以上であること（原則無担保融資）

### 交付金上限額（融資額に応じて交付額が増加）

融資/公費	公費助成の上限額
4倍～	5,500万円
3倍～	5,000万円
2倍～	4,000万円
1倍～	3,000万円

政策推進課



## 36 特定創業支援等事業

市又は創業支援事業者が創業希望者等に対して「経営、財務、人材育成、販路開拓」の知識が身につくセミナー等を継続的に開催。セミナー等の支援を受け、市が証明書を交付した創業者・創業予定者は下記のメリットを得られる。

### 創業支援事業者と支援内容

- ・伊予銀行（いよぎん八幡浜みらい起業塾、個別相談）
- ・愛媛銀行（えひめイノベーション起業塾&創業・経営相談会、個別相談）
- ・愛媛県信用保証協会（個別相談）
- ・（公財）えひめ産業振興財団、愛媛県産業創出課（愛媛グローバル・フロンティア・プログラム）

### メリット

- ① 会社設立時の登録免許税の軽減（資本金の0.7%→0.35%）
- ② 信用保証枠の拡大等
  - ・創業関連保証の利用開始月の前倒し
  - 創業2カ月前（会社設立でない場合1カ月前）⇒事業開始の6カ月前
- ③ 日本政策金融公庫
  - ・新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ対象として、同資金を利用することが可能
- ④ 八幡浜市創業等支援事業補助金の申請が可能

商工観光課



## 37 創業等支援補助金

（新規）  
100万円

市内で新規創業、第二創業、事業規模拡大を行う者に対し、創業等に要する経費について補助金を交付します。

### 主な要件

1. 補助金の交付申請をする年度に、市内において新規創業、第二創業、事業規模拡大を行うもの
2. 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けているもの又は交付申請年度内に証明を受けるもの（新規創業のみ必要）
3. 八幡浜商工会議所、保内町商工会又は金融機関から指導及び支援を受けた事業計画書を作成するもの
4. 八幡浜商工会議所若しくは保内町商工会の会員であるもの又は会員となるもの
5. 許認可を要する業種を創業する者にあつては、既に当該許認可を受けているもの又は当該許認可を受けることが確実であるもの
6. 個人事業主にあつては、市内に居住し、住民登録がされているもの
7. 法人にあつては、市内を主たる事業所の所在地とした法人登記が行われるもの
8. 3年以上事業を営む意思を有するもの など

### 対象経費

1. 工事及び修繕に係る費用
2. 店舗等の借入に係る費用
3. 設備及び備品等の購入に係る費用
4. 広告宣伝に係る費用
5. 申請書類の作成に係る費用

### 補助限度額【補助率：対象経費の1/2以内】

- ・新規・・・100万円
- ・第2創業・・・50万円
- ・事業規模拡大・・・30万円



商工観光課

## 38 移住者向け仕事情報おつなぎ支援 「や∞わーく」

移住希望者と企業をつなぐお手伝い

### ステップ

- ①（移住検討者⇒市）移住検討者の方の、これまでの職歴・スキル、強みなどをシートに書いて提出（求職者概略情報）
- ②（市⇒や・わーく登録事業者）個人情報を含まない求職者概略情報を、や・わーく登録事業者に一斉提供（八幡浜商工会議所・保内町商工会経由）
- ③（登録事業者⇒市）興味がある求職者がいた場合、その方に向けた求人情報を提出
- ④（市⇄移住検討者）事業者から出た求人情報を取りまとめて移住検討者に提供し、それを基に移住検討者がマッチングを希望する事業者を回答
- ⑤（市）マッチングできた移住検討者と事業者をつなぐ
- ⑥（移住検討者⇄登録事業者）直接交渉し、結果を市に報告

政策推進課



## 39 漁業を支える担い手育成事業補助金

漁業の担い手の確保と育成を図るため、新規の就業、里親漁家の下で研修生が就業研修を受ける場合に補助金を交付します。

### ①新規就業者

漁協の組合員資格を取得し、市内で漁協経営をしようとする者

《補助金額、主な支給条件》

- ・月額10万円（最長36か月間）
- ・年間に必要な漁業従事日数は90日以上

### ②研修生

これまで通算して1年以上漁業に従事したことがなく、里親漁家のもとで研修を受ける者

《補助金額、主な支給条件》

- ・月額10万円（最長36か月間）
- ・研修は原則1カ月につき20日以上実施

### ③里親漁家

研修生に対する指導者として漁業を経営する者

《補助金額、主な支給条件》

- ・月額5万円（最長36か月間）
- ・労働災害補償保険に加入していること

水産港湾課



## 40 漁業継続雇用促進補助金

漁業を主たる業とする事業者（法人）が経営安定を図るため、被雇用者の定着と離職防止に要する経費に対し、補助金を交付します。

### 補助対象者

市内に本社を有する漁業又は水産養殖業を主たる業とする事業者 など

### 対象経費

1. 継続勤務奨励金  
（法人が一定期間勤務した被雇用者を奨励することを目的に支給する奨励金）
2. 資格取得費  
（資格取得又は研修に要する費用）
3. 支度費  
（出漁に向けて支給する支度金）

補助上限額（補助率：2/3）

正規雇用された労働者×20万円

水産港湾課



## 41 新規就農総合支援事業補助金

次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の認定新規就農者を支援するため、就農直後の経営確立に必要な資金を交付します。

また、就農後の経営発展に必要な機械・施設の導入等の取組を支援します。

### 経営開始資金

- ・申請要件：青年等就農計画の認定を受けていること  
※就農年齢が50歳未満の者
- ・交付金額：年間最大165万円（最長3年間）  
※夫婦で経営する場合、年間最大247.5万円

### 経営発展支援事業

- ・申請要件：青年等就農計画の認定を受けていること  
※就農年齢が50歳未満の者
- ・補助金額：補助対象事業費上限1,000万円  
※経営開始資金の交付対象者は500万円
- ・補助率：3/4以内

農林課



## 42 Iターン就農サポート事業補助金

将来にわたって産地を維持するために、Iターンによる就農希望者、農家子弟以外の就農希望者を集落で受け入れ、集落ぐるみで技術習得・信頼関係構築等の営農面、住居・生活面を支援することにより担い手としての定着を図ります。

### ①短期研修時

- ・滞在施設の提供  
みかんの里宿泊・合宿施設「マンダリン」  
対象者：市内で短期研修を受ける者
- ・農業体験助成：3万円以内（市・JA補助：各1/2）  
対象者：Iターン就農希望者

### ②実践研修時

- ・生活助成：月額6万円（市・JA補助：各1/2）  
最大2年間  
対象者：Iターン就農希望者で50歳未満の者

### ③就農後

- ・営農開始助成：年額50万円（市・JA補助：各1/2）  
最大2年間  
対象者：Iターン就農者で50歳未満の者

農林課



## 43 担い手総合支援事業費補助金

新規就農者の機械・施設等の導入支援を行い、新規就農者の確保・育成及び定着を図ります。また、認定農業者に対して経営発展のために必要な機械・施設等の導入支援を行い、地域農業の維持・発展を図ります。

### 新規就農者機械施設整備

- ・補助対象者：研修JA等
- ・補助率：県補助1/3以内、市補助1/6以内
- ・補助上限：750万円
- ・補助対象経費：  
新規就農者の生産活動を支援し、経営を安定させるため、研修JA等が新規就農者へリースする農業機械・施設の整備

### 認定農業者機械施設整備

- ・補助対象者：認定農業者
- ・補助率：県補助1/3以内、市補助1/6以内
- ・補助上限：750万円
- ・補助対象経費：  
認定農業者が農地を集積し経営改善に必要な農業機械・施設の整備

農林課

## 就業・起業支援（林業）

## 44 林業担い手支援対策事業費補助金

適正な森林の管理を行うために必要な人材の確保のため、森林の整備を担う林業事業者が実施する新規就業者の雇用等に繋がる事業に要する経費を補助します。

### 補助対象者

市内に本社を有する林業事業者のうち、愛媛県に登録のある意欲と能力のある林業事業者等

### 補助金額

- ・新規就業者1人につき年間60万円以内（月5万円）

### 対象となる新規就業者の条件

- ・林業事業体に就業後3年以内であること
- ・事業年度開始時点（4月1日時点）で60歳未満であること
- ・期間の定めのない雇用契約を締結している者
- ・労働安全衛生講習等を受講又は受講予定であること

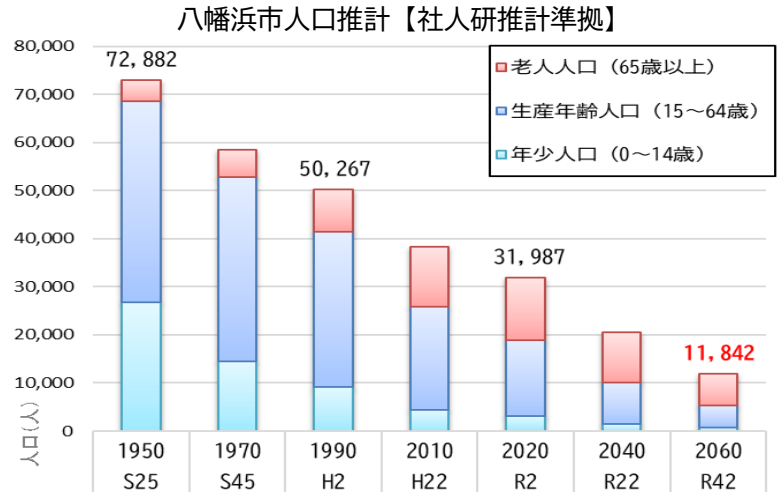
農林課

## ■八幡浜市の人口減少の現状と見通し

八幡浜市の人口は、右のグラフのとおり、1950年の72,882人をピークに2020年の31,987人まで一貫して減少を続け、70年間でピーク時の約44%まで減少しています。

そして、推計人口によれば、今後も人口減少は加速し、2040年には20,495人、34年後の2060年にはピーク時の約16%まで減少し、11,842人になるという驚愕の推計結果が出ています。

また、総務省の推計によると日本の人口は2008年に1億2,808万人をピークに減少の一途をたどり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2056年には1億人を割って9,953万人になると予測されています。少子化・人口減少問題は、当市に限らず、国全体で取り組むべき、大きな問題となっています。



## 「では、なぜ“今”なのか？」

### ■次世代にのしかかる負担

既に“少子化”の影響により、保育所や小・中学校、高等学校の統廃合が進められています。統廃合により、整った環境でより充実した保育・教育を受けられる反面、地域との距離感が生じることは否めません。

また、少子化に伴う生産年齢人口の割合が縮小すれば、高齢者を支える現役世代の負担が増え、特に若い世代への経済的負担は結婚や子育てなどに大きく影響します。さらに、人口減少は、労働力不足による企業の撤退や店舗の廃業、耕作放棄地の増加などの地域産業の衰退を招き、そのほかにも、地域に根付いた消防団員の確保や公民館活動が維持できなくなるなど、様々な問題が発生することが予想されています。



### ■目指すべき将来

日本全体で進む人口減少は避けられないものの、将来、八幡浜市に住む人々が、幸福度の高い、豊かな生活を送ることができるよう、人口減少を緩やかにし、産業活動や地域活動を維持する仕組みを構築するため、市では、様々な少子化・人口減少対策の事業を実施しています。

「少子化・人口減少問題」を飛躍的に改善することは非常に困難なことではありますが、これ以上、この問題を先送りすることなく、今できることを市全体で取り組んでいくことが必要です。



## 窓口案内(担当部署)

担当課	問い合わせ (市外局番0894)	メールアドレス
子育て支援課	☎ 21-0420 FAX 21-0411	kosodate@city.yawatahama.ehime.jp
保健センター	☎ 21-3122 FAX 24-6652	hoken-center@city.yawatahama.ehime.jp
市民課	☎ 22-3133 FAX 22-5980	simin@city.yawatahama.ehime.jp
政策推進課	☎ 22-5987 FAX 21-0409	seisaku@city.yawatahama.ehime.jp
商工観光課	☎ 22-3101 FAX 24-6180	syokokanko@city.yawatahama.ehime.jp
水産港湾課	☎ 21-0417 FAX 24-6180	suisankouwan@city.yawatahama.ehime.jp
農林課	☎ 22-3117 FAX 24-6180	norin@city.yawatahama.ehime.jp

八幡浜市公式サイト

八幡浜市公式HP



子育て応援サイト「はまっこ」





# 八幡浜市公式SNS情報

八幡浜市はSNSを通じて地域の情報をリアルタイムで発信しています。

二次元コードを読み取って登録&いいね!をよろしくお願いいたします!

市の最新速報

イベント情報満載

魅力発信×フォトコン

動画で楽しむ八幡浜



LINE



八幡浜市独自のローカルな情報を配信しています。



Facebook



イベント情報や、広報誌に載りきらなかった写真を公開しています。



Instagram



市民の方から投稿された八幡浜の素敵な写真を紹介しています。



YouTube



活気あるお祭りや地域の様子などの動画をご覧ください。



## 問い合わせ

八幡浜市 総務企画部 政策推進課 人口減少対策担当

〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号

☎0894-22-5987 FAX 0894-21-0409

E-mail [seisaku@city.yawatahama.ehime.jp](mailto:seisaku@city.yawatahama.ehime.jp)

八幡浜市公式HP  
「[少子化・人口減少対策施策一覧特設ページ](#)」▶

